

ReCoBook利用約款 新旧対応表(変更点一覧)

2021年8月1日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第3条2項	2. 本契約の契約期間は、前項により契約が成立した日より、事務局アカウントの利用終了日までとします。	2. 本契約の契約期間は、前項により契約が成立した日より、事務局アカウントの利用終了日経過後に、 <b>当社がサービス利用停止処理を実施した日までとします。</b>	契約終了日を、システム手続き上の実態に合わせた文言に修正
第4条4項	4. 事業者が、契約期間中に、課金対象となる、ユーザアカウントの追加もしくは既存のユーザアカウントの利用期間の更新を行った場合、または利用プランの利用期間の更新を行った場合、これに伴って事務局アカウントの利用終了日も更新され、本契約の契約期間は当該更新後の事務局アカウントの利用終了日まで延長されます。	4. 事業者が、契約期間中に、課金対象となる、ユーザアカウントの追加もしくは既存のユーザアカウントの利用期間の更新を行った場合、または利用プランの利用期間の更新を行った場合、これに伴って事務局アカウントの利用終了日も更新され、本契約の契約期間は当該更新後の事務局アカウントの利用終了日経過後の <b>当社によるサービス利用停止処理が実施された日まで</b> 延長されます。	第3条2項の変更に加え修正
(新第4条5項)	-	5. 事業者が、事務局アカウントの利用開始後3年を経過しても、課金対象となる、ユーザアカウントまたは利用プランの利用開始日の設定を行なわなかった場合、 <b>事業者が課金対象外のユーザアカウントを利用していても、当社は、事業者に通知したうえで、サービス利用停止処理を実施し、本契約を終了できるものとします。</b>	新第4条5項として、利用開始後3年を経過しても、課金対象となる利用がなされない場合に、契約終了を可能とする文言を追加
第4条5項 (新第4条6項)	5. 事業者が、契約期間満了前に本契約の解約(事務局アカウントの利用の終了)を希望する場合には、当社指定の様式にて申請するものとします。この場合、事業者の申請に基づき、 <b>当社が事務局アカウントの利用を停止した日をもって本契約は終了します</b>	6. 事業者が、契約期間満了前に本契約の解約(本サービスの利用の終了)を希望する場合には、 <b>当社指定の様式にて申請するものとします。この場合、事業者の申請に基づき、当社がサービス利用停止処理を実施した日をもって本契約は終了します。</b>	・新第4条5項の挿入に伴う項番号の変更 ・第3条2項の変更に加え修正
第4条6項 (新第4条7項)	6. 当社は、当社の行う審査において、事業者が本サービスの一部または全部のサービスの利用について不適格と判断した場合は、事業者の事務局アカウントの登録を拒否し、または発行済みの事務局アカウントの利用を停止することがあります。なお、事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、当社は当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。	7. 当社は、当社の行う審査において、事業者が本サービスの一部または全部のサービスの利用について不適格と判断した場合は、事業者の事務局アカウントの登録を拒否し、または発行済みの事務局アカウントの利用を停止し、 <b>サービス利用停止処理を実施することがあります。なお、事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、当社は当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。</b>	・新第4条5項の挿入に伴う項番号の変更 ・第3条2項の変更に加え修正
第14条4項	4. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。ただし、事業者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。	4. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとし、 <b>当社はサービス利用停止処理を実施します。ただし、事業者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し当該利用料の減額・返還義務を負わないものとします。</b>	第3条2項の変更に加え修正
第17条2項	2. 契約期間終了後の過去データの保管期間について、当社は、内規にてこれを定めるものとします。当社は、当該保管期間経過後は、過去データの保管義務を負わず、当社の裁量で任意にこれを削除することができます。なお、当社は、当該保管期間中において、 <b>事業者からの求めに応じて、過去データを事業者に提供する義務を負わないものとします。事業者は、過去データの保管が必要な場合、契約期間中に過去データをダウンロード等して保管するものとします。</b>	2. 契約期間終了後の過去データの保管期間について、当社は、内規にてこれを定めるものとします。当社は、当該保管期間経過後は、過去データの保管義務を負わず、当社の裁量で任意にこれを削除することができます。なお、当社は、当該保管期間中において、過去データを事業者に提供する義務を負わないものとします。事業者は、過去データの保管が必要な場合、 <b>契約期間中に過去データをダウンロード等して保管するものとします。</b>	不要な文言を削除